住宅改修の事前申請にかかる承諾書

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　わたしは、介護保険法に基づく住宅改修を行うにあたり以下のことについて承諾します。

記

**✓**

□　審査の結果、給付対象とならない場合は全額自費負担となること。

**✓**

□　住宅改修の施工日時点で、「非該当」の認定の場合（転入のケースを除く）及び死亡・市外転出等されている場合は、事前申請どおりの施工を行っても給付ができないこと。

□　入院・入所・認定申請中の場合、退院・退所・認定結果が出るまでは、事後申請（住宅改修費にかかる請求）ができないこと。

□　住宅改修を行う住宅の所在地に住民票を異動するまでは、事後申請（住宅改修費にかかる請求）ができないこと。

□　他市から本市へ転入予定の場合、本市の被保険者資格を有し認定を受けるまでは、事後申請（住宅改修にかかる請求）ができないこと。

□